

## 重要事項説明書（なかはら居宅介護支援事業所）

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### 居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

○利用者や家族等の希望をよく聞き、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。

○利用者は居宅サービス計画に位置付けるサービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めること

及び当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることができます。

※当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙

2のとおりです。

○利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及び家族等、指定居

宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

○必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

### 1 当事業所の概要

事業所名：なかはら居宅介護支援事業所

住 所：東彼杵郡波佐見町長野郷2245-1

電話番号：0956-85-3893 又は 85-6181（時間外）

### 2 居宅介護支援の内容について

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の目的・運営方針  | <p>介護支援専門員が要介護状態にある対象者に対し、適正な指定居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。</p> <p>【運営方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようまた、本人及び介護者の希望を十分に考慮し、居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成します。</li> <li>・事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめます。</li> </ul> |
| 介護指定保険番号    | 長崎県指定 第4271200042号                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| サービスを提供する地域 | <p>波佐見町</p> <p>※波佐見町以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。</p>                                                                                                                                                                                                                                        |
| 営業日・営業時間    | <p>月曜～金曜：午前9時～午後6時まで</p> <p>土曜日：午前9時～午後12時まで</p> <p>（但し、祝祭日、12月30日～1月3日は除く。）</p> <p>※電話等により営業時間外にあっても連絡可能な体制とする。</p>                                                                                                                                                                |

- ・アセスメント（状態・ニーズ・問題）
- ・ケアプラン作成
- ・サービス担当者会議の開催
- ・サービスの提供、調整
- ・相談業務
- ・継続的管理、モニタリング
- ・要介護認定の申請代行
- ・当該地域におけるサービス内容等の情報提供
- ・介護保険施設への紹介

別紙1「サービス提供の標準的な流れ」参照

### 3 当事業所の職員体制

介護支援専門員 3名 馬場英子（管理者）、江口知美、鈴木亜紀子  
事務員 1名 中島美保

### 4 利用者負担金について

通常、要介護又は要支援認定を受けられた方の利用料は、保険者（市町村）から直接当事業所に全額支払われますので、自己負担はありません。

要介護1・2 ⇒10,860円      要介護3・4・5 ⇒14,110円

- 利用者の状況や状態により、初回加算、退院退所加算、ターミナルケアマネジメント加算等が加算されますが、これらについてはその都度その内容をご説明させていただきますが、いずれも介護保険制度から全額給付されるため、利用者の方の自己負担はありません。
- 保険料を滞納されたりすると保険者からは支払われませんので、一ヶ月につき上記の金額を当事業所にお支払いいただくこととなりますが、当事業所が発行する「サービス提供証明書」を市町村の窓口に出すと、全額払い戻しを受けられますので、ご安心下さい。

### 5 当事業所のサービスの利用方法について

#### (1) サービスを利用したいとき

電話でお申し込みいただくか、当事業所までお越し下さい。当事業所の介護支援専門員がご相談に応じます。

#### (2) サービスを終了したいとき

##### ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出いただくと、いつでも解約できます。

##### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足などやむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がありますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、他の事業所をご紹介します。

##### ③ 自動終了する場合

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ▶ 利用者が介護保険施設に入所された場合
- ▶ 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合
- ▶ 利用者がお亡くなりになった場合

#### その他

利用者や家族などが、当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為（身体的暴力、精神的暴力、ハラスメント、その他の迷惑行為を含む）を行なった場合は、終了させていただく場合がございます。

### 6 サービス内容に関する苦情

当事業所の提供したサービスについて、不満や苦情がある場合には、次の窓口までお知らせ下さい。

#### (1) 当事業所の受付

◆苦情受付担当者：管理者

◆電話番号：０９５６－８５－３８９３

苦情があった場合は、事情を聞き、必要な対応を行ないます。また、苦情の内容によっては、市町村やサービス提供機関などと連絡をとり、対応いたします。

## (2) その他の受付

当事業所以外に市町村の相談苦情窓口にも苦情を伝えることもできます。

◆波佐見町役場長寿支援課

電話 ０９５６－８５－２１１１

受付時間 午前８時半から午後５時１５分

(土日祝祭日、年末年始を除く)

◆長崎県国民健康保険団体連合会

電話 ０９５－８２６－１５９９

受付時間 午前９時から午後５時まで

(土日祝祭日、年末年始を除く)

## 7 秘密保持について

(1) 当事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得た、利用者及びその家族の秘密を、正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) サービス担当者会議等において、ご利用者および家族の個人情報を用いる場合は利用者及び当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。

## 8 虐待防止に関する事項

事業所は、サービス提供中に各事業関係者又は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

## 9 災害対策

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに必要な研修及び訓練を定期的に行います。

## 10 感染対策

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行います。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

## 11 事故発生時の対応

万が一、サービス提供により事故が発生した場合は、速やかにご家族及び利用者がお住まいの市町村へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

## 12 当法人の概要について

法人名 有限会社ファーマシーなかはら

所在地 東彼杵郡波佐見町長野郷2245-1

電話番号 0956-85-3893

代表者 江口 知美

事業所名等 ◇ 中原調剤薬局（波佐見町長野郷2245-1）

◇ なかはら居宅介護支援事業所（ 同上 ）